

愛媛大学地域志向キャリア形成センター規程

〔平成28年6月15日〕
規則第 92 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC+協議会規程第9条第2項の規定に基づき、愛媛大学地域志向キャリア形成センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に係る学生の就職支援に関する取組を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域志向キャリア形成教育、インターンシップ、就職支援に関する企画及び事業の実施に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長が指示する職務を処理する。
- 3 センター員は、センターの業務に従事する。

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長は、COC+推進コーディネーターをもって充てる。

- 2 副センター長は、愛媛大学（以下「本学」という。）の専任教員のうちから、教育・学生支援機構長が指名する。

(センター員)

第7条 センター員は、本学の専任教員及び教育学生支援部就職支援課の職員のうちから、センター長が当該教員又は職員の所属する部局等の長の同意を得て指名する。

(センター会議)

第8条 センターに、第3条に規定する業務に関する重要な事項を審議するため、地域志向キャリア形成センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、教育学生支援部就職支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年6月15日から施行する。

2 愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC+協議会は、この規程の施行後3年を経過した場合において、この規程の施行状況等を勘案し、この規程によるセンターの在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。